

教員資格認定試験について

1. 制度の趣旨

大学等で教職課程を取らなかった者で教育者としてふさわしい資質を身に付け、教職を志すに至った者に対し教職への道を開くことを目的として創設。

本試験合格者は、免許管理者である都道府県教育委員会に申請することにより、教諭の普通免許状が授与される。

2. 根拠法令

教育職員免許法第16条の2

教育職員免許法施行規則第61条の12

教員資格認定試験規程

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）

第十六条の二 普通免許状は、第五条第一項の規定によるほか、普通免許状の種類に応じて文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学の行なう試験（以下「教員資格認定試験」という。）に合格した者で同項各号に該当しないものに授与する。

2（略）

3 文部科学大臣は、教員資格認定試験（文部科学大臣が行うものに限る。）の実施に関する事務を機構に行わせるものとする。

4 教員資格認定試験の受験資格、実施の方法その他試験に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

※第3項の追加は平成30年4月1日施行。

3. 制度の経緯

昭和39年度 高等学校教員資格試験を創設

昭和48年度 教員資格認定試験を創設

※ 小学校と特殊教育を追加し、創設。高等学校教員資格試験は廃止

平成16年度 高等学校教員資格認定試験を休止

※ 平成14年の中教審答申にて、「特別免許状の有効期限を撤廃することにより特別免許状の授与で制度上代替できる」として、「今後の教員資格認定試験の在り方については、廃止することも含めその見直しを行うことが必要である。」とされたため休止

平成17年度 幼稚園教員資格認定試験を開設

※ 規制改革推進3か年計画(平成15年3月28日閣議決定)を踏まえて、幼稚園と保育所の連携を一層促進する観点から、保育士資格所有者が幼稚園教諭免許状を取得できる方策として実施

平成25年度 一般教養科目の廃止

平成30年度 試験の実施に関する事務を（独）教職員支援機構に移管

4. 現行の実施種目

(1) 幼稚園教員資格認定試験（幼稚園教諭二種免許状）

(2) 小学校教員資格認定試験（小学校教諭二種免許状）

(3) 特別支援学校教員資格認定試験（平成18年度まで特殊教育教員資格認定試験）

特別支援学校自立活動教諭一種免許状	（視覚障害教育）
同	（聴覚障害教育）
同	（肢体不自由教育）
同	（言語障害教育）